

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《74》① 十勝三股特定猟具使用禁止区域 254ha

② 銃器

③ 河東郡上士幌町字三股に所在する中の川と三の沢川との合流点を起点として、この点から三の沢川（河川敷を除く。）を東に進み沢界との交点に至り、この点から同沢界を南に進み十勝西部森林管理署東大雪支署176林班北側境界線との交点に至り、この点から同境界線を東に進み標高758mと標高770mの鞍部（コル）に至り、この点から見通し線で南南東に進み十四の沢林道と沢界との交点に至り、この点から同沢界を南西に進み十四の沢川との交点に至り、この点から同川（河川敷を除く。）を南西に進み音更川との合流点に至り、この点から音更川（河川敷を除く。）を北に進み中の川との合流点に至り、この点から中の川（河川敷を除く。）を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《75》① 浦幌豊北特定猟具使用禁止区域 156ha

② 銃器

③ 十勝郡浦幌町字トイトッキに所在する町道豊北線と町道豊北小学校線との交点を起点とし、この点から同豊北小学校線（道路敷を除く。）を南に進み国道336号線との交点に至り、この点から同国道（道路敷を除く。）を西に進み同町字トイトッキ95番11の南端に至り、この点から同国道（道路敷を除く。）を北に進み町道豊北線との交点に至り、この点から同町道（道路敷を除く。）を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日 (R2. 9. 30 第605号)

《76》① 陸別銀河の森特定猟具使用禁止区域 163ha

② 銃器

③ 足寄郡陸別町字陸別に所在する一般民有林十勝森林計画区陸別町有林129林班、151林班及び国有林十勝東部陸別21林班との林班界の交点を起点とし、この点から151林班と国有林の境界を南に進み同町有林130林班界との交点に至り、この点から130林班と151林班の林班界を北に進み130林班34小班界との交点に至り、この点から同林班32小班界を見通して同見通し線を北に進み129林班と130林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を西に進み129林班27小班西側小班界との交点に至り、同小班界を北に進み陸別町字陸別52号線との交点に至り、この点から同号線を東に進み同林班135小班と34小班の小班界との交点に至り、この点から同林班32小班の西側小班界を見通して同見通し線を北に進み同小班と54小班の小班界との交点に至り、この点から同小班界を東に進み陸別町字陸別東2線との交点に至り、この点から同線を北に進み同林班119小班と127小班の小班界との交点に至り、この点から同小班界を東に進み同林班127小班と132小班の小班界との交点に至り、この点から同小班界、64小班と132小班の小班界及び65小班と33小班の小班界を北に進み陸別町字陸別53号線との交点に至り、この点から同号線を西に進み陸別町字陸別東2線との交点に至り、この点から陸別町字陸別54号線と129林班93小班の西側小班界との交点を見通して同見通し線を進み同点に至り、この点から同号線を西に進み清水川河川敷界との交点に至り、この点から同河川敷界を東に進み129林班107小班西側小班界との交点に至り、この点から陸別町字陸別東2線と129林班85小班の北側小班界との交点を見通して同見通し線を東に進み同交点に至り、この点から129林班153及び111小班の南側小班界を東に進み129林班界との交点に至り、この点から同林班界を北に進み起点に至る線に囲まれる区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第515号)

《77》① 隼平特定猟具使用禁止区域 88ha

② 銃器

③ 河東郡上士幌町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署60林班ろ1小班の北端を起点とし、この点から国有林界を南東に進み、56林班い1小班と55林班い1小班との交点に至り、この点から同小班界を西に進み国道273号との交点に至り、この点から同国道を北に進み61林班との交点に至り、この点から見通し線で起点に至る線によって囲まれた区域

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《78》① 新得町立富村牛小中学校市街地特定猟具使用禁止区域 31ha

② 銃器

③ 上川郡新得町に所在する国有林十勝西部森林管理署大雪支署1260林班は小班の北端を起点とし、この点から林班界を南に進み同町字トムラウシ283番地との交点に至り、この点から地番界を南に進み1301林班へ小班との交点に至り、この点から林班界を東に進み1301林班ホ小班との交点に至り、この点から林班界を南に進み1301林班へ小班と384番地との交点に至り、この点から地番界を北に進み337番地1との交点に至り、この点から地番界を北に進み道道忠別清水線と1301林へ小班の北西端との交点に至り、この点から道路境界を北に進み1260林班は小班の北西端に至り、この点から東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

【釧路総合振興局管内】

《79》① 鶴居幌呂特定猟具使用禁止区域 3,105ha

② 銃器

③ 阿寒郡鶴居村に所在する道道釧路鶴居弟子屈線と鶴居村道中雪裡下久著呂線との交点を起点とし、この点から同村道を東に進み村道中雪裡2号線との交点に至り、この点から村道中雪裡2号線を南に進み村道中雪裡下雪裡線との交点に至り、この点から村道中雪裡下雪裡線を南に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から村道下雪裡1号線を東に進み雪裡川に至り、この点から同川左岸を南に進み幌呂川

との合流点に至り、この点から幌呂川右岸を西に進み東七線との交点に至り、この点から同線を南に進み1号線排水路との交点に至り、この点から同排水路を南に進み東九号との交点に至り、この点から同線を南に進み南四線との交点に至り、この点から南四線を西に進み道道鶴居弟子屈線との交点に至り、この点から同道道を北に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から道道阿寒標茶線を北西に進み村道幌呂幹線との交点に至り、この点から同村道を北西に進み村道中幌呂下雪裡線との交点に至り、この点から村道中幌呂下雪裡線を東に進み道道釧路鶴居弟子屈線との交点に至り、この点から同道道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《80》① 恵茶人特定猟具使用禁止区域 11ha

② 銃器

③ 厚岸郡浜中町に所在する恵茶人沼の区域

④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日 (H29. 9. 29 第571号)

《81》① 幌戸沼特定猟具使用禁止区域 6ha

② 銃器

③ 厚岸郡浜中町に所在する道道根室浜中釧路線幌戸橋より北の幌戸沼水面の区域

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《82》① 達古武特定猟具使用禁止区域 80ha

② 銃器

③ 釧路郡釧路町字達古武に所在する国道391号の西側道路敷界と町道達古武2号線の北側道路敷界との交点を起点とし、この点から道路敷界に沿って西に進み町有地達古武68番1と民有地45番28との交点に至り、この点から同地番界及びその延長線上の町有地と民有地との境界線を順次進み町道旧釧路網走線道路敷との交点に至り、この点から同町道敷界に沿って北に進み町道達古武1号線道路敷界との交点に至り、この点から同町道を道路敷界に沿って東に進み国道391号の道路敷界との交点に至り、この点から同国道を道路敷界に沿って南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《83》① 釧路町森林公園特定猟具使用禁止区域 260ha

② 銃器

③ 釧路郡釧路町字別保322番1及び323番の区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《84》① 村田公園特定猟具使用禁止区域 106ha

② 銃器

③ 釧路郡釧路町字達古武29番1、29番6から8まで、字トリトウシ16番1、16番8、17番1から6まで、字トリトウシ原野南10線34番、52番1、54番1、56番3、56番6から7までの区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《85》① 尾幌特定猟具使用禁止区域 18ha

② 銃器

③ 厚岸郡厚岸町沖万別及び釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字便内に所在する尾幌川河口を起点とし、14.7km上流の厚岸郡厚岸町字尾幌原野西1線の道路敷地との交点までの尾幌川の区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《86》① 音別二俣特定猟具使用禁止区域 232ha

② 銃器

③ 釧路市音別町に所在する峰越連絡林道本流川島線陽光橋と町道大井の沢線大井橋との間に所在する音別川河川敷地の区域及び道道音別浦幌線小元橋と音別川合流点との間に所在する霧里川河川敷地の区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《87》① 北斗特定猟具使用禁止区域 16ha

② 銃器

③ 釧路市北斗2番4、37、2101、2119から2127までの区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《88》① 白糠町青少年旅行村特定猟具使用禁止区域 21ha

② 銃器

③ 白糠郡白糠町上茶路西1線67番1号及び69番2号、上茶路基線68番2号、7号、11号、16号、70番2号、39号、72番3号、74番2号、3号、18号及び171番1号、白糠線跡地67番3号、68番6号、8号、69番3号、4号、70番8号及び12号の区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《89》① 浜中町火散布特定猟具使用禁止区域 1,756ha

② 銃器

③ 厚岸郡浜中町に所在する道有林厚岸経営区境界標900を起点とし、この点から道有林の境界線を北東に進み境界標882に至り、この点から同町丸山散布8番地の境界線を北東に進み9番地の西端に至り、同所から同番地の境界線を北東に進み火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を北に進み境界標868から真北に見通した線との交点に至り、この点から同見通し線を南に進み同境界標に至り、この点から道有林の境界線を南西に進み境界標867に至り、この点から境界標865を見通した

【道指定鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域】

線を北西に進み同境界線に至り、この点から道有林の境界線を北東に進み民有林2林班4小班の南境界線との交点に至り、この点から同境界線を東に進み同境界線の延長線と火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を北に進み道有林厚岸経営区境界線830と831を結ぶ直線の延長線との交点に至り、この点から同延長線を北西に進み境界線831に至り、この点から道有林の境界線を北西に進み民有林2林班14小班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北に進み道有林の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み道有林の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み境界線798に至り、この点から真南に見通した線を南に進み火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を東に進み旧宇火散布80番地と旧宇火散布141番地の境界線を延長した線との交点に至り、この点から同延長線を西に進み道有林の境界線との交点に至り、この点から旧宇火散布80番地の境界線を北に進み旧宇火散布79番地の北端に至り、この点から同番地の東側境界線を南東に進み旧宇火散布139番地の境界線との交点に至り、この点から同境界線を西に進み火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を南に進み旧宇北の沢32番地の西端から真南に見通した線との交点に至り、この点から同見通し線を北に進み旧宇北の沢32番地の西端に至り、この点から同番地の境界線を南東に進み同番地の東端に至り、この点から旧宇北の沢31番地の南端を見通した線を北東に進み同番地の南端に至り、この点から同番地の境界線を北東に進み旧宇北の沢30番地との交点に至り、この点から同境界線を東に進み道有林の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み旧宇火散布96番地と旧宇火散布114番地の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み同境界線の延長線と火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を南東に進み道有林厚岸経営区境界線625と627を結ぶ直線の延長との交点に至り、この点から同延長線を南東に進み境界線627に至り、この点から道有林の境界線を南東に進み道道別海・厚岸線との交点に至り、この点から道道別海・厚岸線を北東に進み道道火散布・茶内停車場線との交点に至り、この点から道道火散布・茶内停車場線を北に進み風潤林道との交点に至り、この点から風潤林道を南西に進み北の沢28番地の西端と北の沢27番地の北端を結ぶ線との交点に至り、この点から同線を北西に進み北の沢28番地の西端に至り、この点から同番地の境界線を北西に進み30番地の北端に至り、この点から同番地の境界線を南西に進み同番地の西端に至り、この点から北の沢31番地の北端を見通した線を南西に進み同番地の北端に至り、この点から同番地の境界線を南西に進み風潤林道との交点に至り、この点から風潤林道を南西に進み糸魚沢林道との交点に至り、この点から糸魚沢林道を東に進み道有林49林班との境界に至り、この点から道有林49林班の境界線を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《90》① 釧路川源流域特定猟具使用禁止区域 334ha

② 銃器

③ 川上郡弟子屈町に所在する国道243号と国道391号との交点を起点とし、その点から国道243号を北西に進み、町道札友内55線（美留和札友内間道路）との交点に至り、この点から同道を東に進み美留和西2号との交点に至り、この点から南南東に進み国道381号との交点に至り、この点を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域。ただし、区域内の道路敷地を除く

④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日 (R2. 9. 30 第605号)

【根室振興局管内】

《91》① 根室海中部特定猟具使用禁止区域 467ha

② 銃器

③ 根室市温根沼に所在する市道温根沼1号線と国道44号との南西側交点を起点とし、この点から同市道を南東に進み温根沼286番地3の東端に至り、この点から同市道を南西に進み345番地の北端に至り、この点から同地番界を南西に進み同地番の南東端に至り、この点から根釧東部森林管理署1011林班内の境界線480号を見通した線を南西に進み同境界線に至り、この点から同森林管理署境界線を西に進み同森林管理署境界線514号に至り、この点から東梅145番地の南東端を見通した線を西に進み同地番の南東端に至り、この点から同地番界を北に進み144番地2の南東端に至り、この点から同地番界を北に進み同地番北西端に至り、この点から同地番界を北東に進み北海道電力株式会社の送電線根室2号線との交点に至り、この点から同送電線を北西に進み第1東梅川右岸と同川水面の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北西に進み風蓮湖の汀線との交点に至り、この点から同線を北東に進み103番地の北端に至り、この点から66番地の西端を見通した線を東に進み同番地の西端に至り、この点から同番地及び61番地の延長線を南東に進み国道44号線南東側道路敷地との交点に至り、この点から同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《92》① 落石特定猟具使用禁止区域 837ha

② 銃器

③ 根室市長節と同昆布盛との字界となぎさ線との交点を起点とし、この点からなぎさ線を南南西に進み同落石西341-1番地と同373番地との境界を南南東に見通した線との交点に至り、この点から同見通し線を北北西に進みJR根室線（線路敷を除く。）との交点に至り、この点から同根室本線を東北東に進み国有林根釧東部森林管理署1002林班へ1小班とのとの交点に至り、この点から同1002林班の外縁を東南東から北に周回し同根室本線（線路敷を除く。）との交点に至り、この点から同根室本線を北西に進み同国有林1002林班へ小班との交点に至り、この点から同国有林1002林班の外縁を南東から北に周回し同市長節と同昆布盛との字界との交点に至り、この点から同字界を東南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

【指定猟法禁止区域】

【空知総合振興局管内】

《1》① 袋地沼指定猟法禁止区域 119ha

② 鉛成分を含む物質で作られている散弾を使用する猟法

③ 樺戸郡新十津川町花月30番1の東端と同30番14との交点を起点とし、同点から袋地沼河川敷地の境界線に沿って西に、北に、東に順次進み、同町弥生189番3に所在する石狩川下徳宮築堤の管理用道路（道路含む。）との交点に至り、同点から管理用道路を南に進み、同町花月29番3と同29番5との交点に至り、同点から袋地沼河川敷地の境界線を西に進み、起点に至る線に囲まれた同町及び砂川市所在の河川区域（区域内の民有地を除く。）

④ 平成29年10月1日～(H29. 9. 29 第567号)

【オホーツク総合振興局管内】

《2》① サロマ湖指定猟法禁止区域 15,190ha

② 鉛成分を含む物質で作られている散弾を使用する猟法

③ 北見市常呂町、常呂郡佐呂間町及び紋別郡湧別町に所在するサロマ湖の水面の区域

④ 平成29年10月1日～(H29. 9. 29 第567号)

【根室振興局管内】

《3》① フレシマ湿原指定猟法禁止区域 151ha

② 鉛成分を含む物質で作られている散弾を使用する猟法

③ 根室市別当質347番1、2、348番、378番、380番1から4まで、381番、382番、386番1から3まで及び同380番1地先の普通河川ホロニタイ川水系五本松川河川敷地の区域

④ 平成29年10月1日～(H29. 9. 29 第567号)

【北海道全域】

① 北海道指定猟法禁止区域

② 鉛成分を含む物質で作られているライフル弾及び鉛成分を含む物質で作られている粒径が7mm以上の散弾

③ 北海道の区域一円

④ 平成16年10月1日～(H16. 8. 20 第754号)